

規則

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十六号

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則
建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則（昭和三十九年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

「
埼玉県
収入証紙
はりつけ欄
」

を
様式第一号及び様式第二号中「あて先」を「宛先」に
を

「(注) 「許可を受けている建設業種」の欄は、下表中の()内以示された

「
埼玉県
収入証紙
貼付け欄
」

(建設業種一覧表)

1	土木工事業(土)	8	電気工事業(電)	15	板金工事業
2	建築工事業(建)	9	管工事業(管)	16	ガラス工事業
3	大工工事業(大)	10	パイプ・れんが(タ)	17	塗装工事業
4	左官工事業(左)	11	鋼構造物工事業(鋼)	18	防水工事業
5	とび・土工事業(と)	12	鉄筋工事業(筋)	19	内装仕上工事業
6	薬石工事業(石)	13	ほ装工事業(ほ)	20	機械器具設置工事業
7	屋根工事業(屋)	14	しゅんせつ工(しゆ)	21	熱絶縁工事業

略号で記載すること。
「(注) 「許可を受けている建設業種」の欄は、下表中の()内以示
(建設業種一覧表)

業(板)	22	電気通信工事業(通)
業(カ)	23	造園工事業(園)
業(塗)	24	さく井工事業(井)
業(防)	25	建具工事業(具)
業(内)	26	水道施設工事業(水)
工(機)	27	消防施設工事業(消)
業(絶)	28	清掃施設工事業(清)

1	土木工事業(土)	9	管工事業(管)	17	塗装
2	建築工事業(建)	10	パイプ・れんが(タ)	18	防水
3	大工工事業(大)	11	鋼構造物工事業(鋼)	19	内装仕上工事業
4	左官工事業(左)	12	鉄筋工事業(筋)	20	機械器具設置工事業
5	とび・土工事業(と)	13	舗装工事業(舗)	21	熱絶縁工事業
6	石工事業(石)	14	しゅんせつ工(しゆ)	22	電気通
7	屋根工事業(屋)	15	板金工事業(板)	23	造園
8	電気工事業(電)	16	ガラス工事業(ガ)	24	さく井

された略号で記載すること。

工事業(塗)	25	建具工事業(具)
工事業(防)	26	水道施設工事業(水)
上工事業(内)	27	消防施設工事業(消)
具設置工(機)	28	清掃施設工事業(清)
工事業(絶)	29	解体工事業(解)
信工事業(通)		
工事業(園)		
工事業(井)		

附則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。